

平成29年第1回今帰仁村議会臨時会会議録

招 集 年 月 日	平成29年1月19日			
招 集 場 所	今帰仁村議会議場			
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	1月19日 午前10時00分		
	閉 会	1月19日 午後2時19分		
出席（応招）議員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1	與 儀 常 次	8	與那嶺 好 和
	2	上 原 祐 希	9	山 城 太
	3	與那嶺 透	10	島 袋 誠
	4	東恩納 寛 政	11	座間味 薫
	5	與 那 勝 治		
	6	吉 田 清 尊		
	7	玉 城 みちよ		
欠席（不応招）議員				
会議録署名議員	3	與那嶺 透	5	與 那 勝 治
職務のため議場に出席したもの	事務局 長	小那覇 安 啓	書 記	宇茂佐 和 代
	係 長	玉 城 民 枝		
地方自治法第121条により説明のため議場に出席した者の職氏名	村 長	喜屋武 治 樹	経 済 課 長	我那覇 隆 文
	副 村 長	大 城 清 紀	住 民 課 長	田 場 盛 史
	教 育 長	新 城 敦	福祉保健課長	仲 村 美奈子
	総務課 長	島 袋 輝 也	幼 保 連 携 推 進 室 長	宮 里 晃
	企画財政課長	當 山 清 巳	社会教育課補佐 兼社会教育係長	嘉 陽 健
	学校教育課長	田 港 朝 津	社 会 教 育 課 文 化 財 係	堀 真 一
	社会教育課長	与 那 満		
建設課 長	金 城 正 明			

## 平成29年第 1 回今帰仁村議会臨時会

### 議事日程第 1 号

平成29年 1 月19日（木曜日）

1. 開 会 午前10時
2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3	議案第 1 号	平成28年度今帰仁村一般会計第 7 回補正予算について	説明・質疑 討論・採決
4	議案第 2 号	指定管理者の指定について	説明・質疑 討論・採決

○ **東恩納寛政 議長** ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、直ちに平成29年第1回今帰仁村議会臨時会を開会します。本日の会議を開きます。

(開会時刻 午前10時00分)

日程第1. 「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番 與那嶺 透議員及び5番 與那勝治議員を指名します。

日程第2. 「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ **東恩納寛政 議長** 「異議なし」と認めます。

したがって会期は、1日間に決定しました。

日程第3. 「議案第1号 平成28年度今帰仁村一般会計第7回補正予算について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

○ **大城清紀 副村長** おはようございます。

議案第1号

#### 平成28年度今帰仁村一般会計第7回補正予算について

上記議案について、別紙のとおり提案し議会の議決を求めます。

平成29年1月19日提出

今帰仁村長 喜屋武 治樹

#### 平成28年度今帰仁村一般会計補正予算

平成28年度今帰仁村一般会計補正予算(第7回)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,891万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ68億3,098万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年1月19日

今帰仁村長 喜屋武 治樹

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 県支出金		1,169,316	2,440	1,171,756
	2 県補助金	922,394	2,440	924,834
18 寄附金		60,812	94,957	155,769
	1 寄附金	60,812	94,957	155,769
19 繰入金		262,876	31,513	294,389
	1 繰入金	262,876	31,513	294,389
歳入合計		6,702,073	128,910	6,830,983

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		974,712	125,260	1,099,972
	1 総務管理費	831,619	125,260	956,879
6 農林水産業費		670,940	2,440	673,380
	1 農業費	523,056	2,440	525,496
10 教育費		853,550	1,210	854,760
	1 教育総務費	168,012	1,210	169,222
歳出合計		6,702,073	128,910	6,830,983

3ページ、4ページ、5ページは割愛いたします。

6ページ、歳入、16款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金、補正額が244万円です。これは1節農業費補助金によるものでございます。

続いて18款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金、補正額9,495万7,000円、1節の寄附金、これは今帰仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援寄附金によるものでございます。

8ページをお願いします。19款繰入金、1項繰入金、1目繰入金、補正額3,151万3,000円、これは1節の繰入金で、財政調整基金及び今帰仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援基金でございます。

9ページをお願いします。歳出でございます。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額は3,010万円、これは13節の委託料、ふるさと納税お礼品等取扱業務委託によるものでございます。4目財産管理費、補正額9,495万8,000円、これは25節の積立金でございます。これは今帰仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援基金によるものでございます。5目企画費、補正額20万2,000円、これは13節の委託料でございます。

10ページをお願いします。6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、補正額244万円、これは19

節の負担金、補助及び交付金、園芸拠点産地成長戦略事業によるものでございます。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、補正額121万円、これは13節の委託料、これは地域おこし協力隊募集業務によるものでございます。

以上でございます。

○ **東恩納寛政 議長** これから質疑を行います、質疑については歳入一括、歳出一括ということで行います。

まず最初に、歳入の質疑から行います。質疑はありますか。

6番吉田清尊議員。

○ **6番 吉田清尊 議員** 補正予算について、お伺いします。

7ページ、18款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金、1節寄附金として9,495万7,100円となっております。この人数ですね。何名の方々がこの9,495万7,000円のご寄附をしているのか、お伺いします。

○ **東恩納寛政 議長** 島袋輝也総務課長。

○ **島袋輝也 総務課長** 6番吉田議員の質疑について、説明いたします。

寄附された方の人数ということでございますけれども、人数とちょっと件数で集約しているものですから、件数で4,267名、それにつきましては、11月16日から12月31日までに寄附された方々の総計ということになっております。以上です。

○ **東恩納寛政 議長** 6番吉田清尊議員。

○ **6番 吉田清尊 議員** 平成28年4月1日から現在まで、今は11月からということでしたけれども、累計ではいくらになっているか。最新の時点の何日までの、去年の4月から現在まではいくらになっているか。お伺いしたいと思います。

○ **東恩納寛政 議長** 休憩します。 (休憩時刻 午前10時09分)

○ **東恩納寛政 議長** 再開します。 (再開時刻 午前10時10分)

6番吉田清尊議員。

○ **6番 吉田清尊 議員** この補正の金額ですけれども、現在の時点で去年と比べて、平成27年度と比べて、平成28年度はふえているのかどうか。総額的にですね、それについてお伺いします。

○ **東恩納寛政 議長** 島袋輝也総務課長。

○ **島袋輝也 総務課長** ただいまの質疑について、お答えいたします。

これについてはふえているのか、減っているのかというお話ですけれども、総体的に見て、若干件数を含めて減っているという状況です。

○ **東恩納寛政 議長** ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ **東恩納寛政 議長** 質疑なしと認めます。これで歳入の質疑を終わります。

次に、続いて歳出についての質疑を行います。質疑はありますか。

1番與儀常次議員。

○ **1番 與儀常次 議員** 歳出について、質疑いたします。9ページです。歳出、2款総務費、1項総

務管理費の1目ふるさと納税お礼品等取扱業務委託の3,000万円とありますけれども、これは寄附金をもらった何パーセントで、みんな限られているのかどうかですね。金額に合っただけの返礼品。金額が定められているのか。お伺いします。

それと11ページの歳出10款教育費、1項教育総務費の2目事務局費の中の、地域おこし協力隊募集業務120万9,600円の説明を求めます。

10ページの農業振興費の19節負担金、補助及び交付金の244万円の園芸拠点産地成長戦略事業の場所はどこなのか。何名がこの戦略事業にかかわっているのか、お伺いします。

○ 東恩納寛政 議長 島袋輝也総務課長。

○ 島袋輝也 総務課長 1番與儀議員の質疑について、説明いたします。

9ページ、2款総務費、1項総務管理費の1目一般管理費の中の委託料の3,000万円についてのご質疑だったかと思いますが、まずはこの3,000万円の委託料につきましては、商工会への事務委託をしている委託料の18%の内容です。

それからその中身につきましては、お礼の品と送料が1,400万円ほど、それから事務手数料として1,600万円が商工会の事務手数料としての3,000万円ということになっております。あと、お礼の品につきましては、寄附に応じた額ということでありまして、1万円から100万円とか、それに応じたお礼の品をふるさとチョイスの中を出して今帰仁村を応援していただきたいという方へ、それに対するお礼の品をやっている内容です。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 新城 敦教育長。

○ 新城 敦 教育長 歳出の11ページ、10款教育費、1項教育総務費の委託料の地域おこし協力隊募集業務ですが現在、北山高校魅力化事業の公営塾で地域おこし協力隊を2人活用しております。今、生徒の受講者のほうが30数名とちょっと1人の講師の受け持ち人数が大体10人前後ということで、1人の増員の募集をかける委託料となっております。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 我那覇隆文経済課長。

○ 我那覇隆文 経済課長 1番與儀常次議員の質疑について、ご説明いたします。

歳出6款1項3目、19節負担金の園芸拠点産地成長戦略事業でございますけれども、この事業については、12月の定例会でも同事業の補正予算ということで計上させていただいた経緯がございます。今回、経緯的に言えば、年が明けてから、また県のほうからほかの市町村でちょっと手を下げたところがあって、「今帰仁村でそれ使いますか」ということでの問いがありまして、それについて、12月の補正時点で3戸のマンゴーの生産農家だったんですけれども、その農家のところで要は12月に県で割り当てられていた予算分では、全部整備しきれないということであったんですけれども、その追加分も含めてやる意思はありますかということで確認させていただいたところ、「ぜひ使いたい」ということでございましたので、12月時点で手を挙げていた農家と、同農家でございますけれども、与那嶺、仲尾次にいらっしゃいますマンゴーの生産農家3戸の農家の、今回は前回の分とくっつけた事業費で実施する予定になっております。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 1番與儀常次議員。

○ **1番 與儀常次 議員** 再度9ページ、ふるさと納税返礼費、課長私が聞きたいのは、寄附金をもらった方の何パーセントと決まっているのかと。返礼品の額がですね。3,000万円で、商工会に18%云々で委託は？と聞いたんですけれども、寄附金をもらったこのおのおの方に、返礼品の額が金額は大体何パーセントで大体決まっているのか。

1,000万円もらって100万円するのか、1割とか。あるのかどうかですね。お伺いします。

それと今、経済課長から説明があったのは、ぜひ頑張ってもらいたいと思っています。わざとこれあえて質問しました。

県でも研修あるときに、あっちこっちの市町村が使える部分は、地方でも固定できると説明を受けましたので、ぜひ皆さん、職員からそうして頑張っていて、他の市町村が使えないものも、今帰仁村でとってきて、村民のためにこの一括交付金云々が利用できたらいいなと思って、あえて質問をしましたがけれども、ぜひそういう形で、特に市郡は使えない予算がいっぱいあると聞いておりますので、整備費云々で、ぜひ地方が使ってもらいたいということで、県にも行ったときに、説明がありましたので、ぜひそういう形で、各課長がいろんな引き出しがあると思いますので、そういうことで頑張ってもらいたいと思って、質疑いたしました。

さっきの寄附金の件、何パーセントなのかを、お伺いします。

○ **東恩納寛政 議長** 島袋輝也総務課長。

○ **島袋輝也 総務課長** 先ほどの説明について、ちょっと説明不足があったようですので、再度與儀議員の質疑について、説明いたします。

まず寄附金の額の何パーセントかということでございますけれども、1万円から100万円までの寄附のコースのお礼の品が準備されておりまして、大体大まかに3割がお礼品の品として出ている状況です。以上です。

○ **東恩納寛政 議長** 1番與儀常次議員。

○ **1番 與儀常次 議員** それで返礼品を買う農家もいろいろな農家を使ってもらいたいという意見がありますので、それについて今後どういう形で進めていくのか。商工会に丸投げなのかですね。皆さんもその意見が言える立場なのか、お伺いします。

○ **東恩納寛政 議長** 島袋輝也総務課長。

○ **島袋輝也 総務課長** 今帰仁村の返戻品については、多くの方々の参加をやったらどうかというご質疑ですがけれども、その辺の協議につきましては、商工会含めて、協議をする会議を立ち上げようと、今から賛同募集とかやっています。過去、協議会のほうとか、あと商工会青年部の皆さんとかとも協議を重ねた中で今の現在のものが上がってきている状況です。今後たまたま参加したいということがございましたら、またそれについて、審査等を含めてやっていく方向で検討しているところです。以上です。

商工会との協議会の取り扱いについての審査会ですね。やっている中で現在のところやっているところですか。もし今後、自分たちもふるさと納税返礼品として、こういったものを出したいということがありましたら、事務局なり出して審査会に諮って、全体の今帰仁村のお礼の品として、ふさわしいかどうか。審査の上で、取り扱うということでやっていきたいと考えています。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 ただいまの1番 與儀常次議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次 議員 今の課長の説明で大体わかってきました。というのは、いろんな農家が「同じメンバーだけ使わないで、あっちこっち使ってもらいたい」という意見がございまして、これを質疑していますので、ぜひ多くの方がこのお返しの返礼品に参加できるような方法も模索してもらいたいと思っております。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 ほかに質疑はありませんか。3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透 議員 歳出について、質疑いたします。

11ページ、10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、地域おこし協力隊募集業務の件なんですけど、内容はある程度、理解いたしました。この講師募集ということなんですけれども、これは今年度、残りわずかですが、今年度の講師なのか。それとも新年度、もちろん継続というのもあると思いますが、そのための講師の募集なのか。とですね。

あと特定財源、この財源の出所120万円は、その他となっておりますが、具体的にどこからの財源なのかですね。お伺いします。

○ 東恩納寛政 議長 新城 敦教育長。

○ 新城 敦 教育長 3番與那嶺議員のご質疑にお答えいたします。

今回、補正予算で上げました委託料につきましては、4月からの増員の隊員の募集の経費です。それからこの財源につきましては、ふるさと納税の教育に係る分野からの支出となっております。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透 議員 再度、質疑いたします。

講師が新年度から1人、これは今は2人いらっしゃるという、先ほどの説明がありましたが、プラス1人、合計3人でやるというふうに考えてよろしいでしょうか。それであれば、また新年度も大体この受講生が30人程度を想定しているのか、その辺もお伺いします。

○ 東恩納寛政 議長 新城 敦教育長。

○ 新城 敦 教育長 ただいまのご質疑にお答えします。

新年度から1人増員をして、3人の定数でいきますが、現在30数名の受講生がおります。今、現在2年生が20人ほどいまして、新しく入ってくる新入生を含めまして、今年度の実績を踏まえまして、受講生も多くなるという予想と、現在でもちょっとキャパオーバーをしております、ちょっと2人では無理をしている状況ですので、1人増員というふうになっております。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 ほかに質疑はありませんか。9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太 議員 歳出を質疑いたします。

11ページ、先ほどからお二人が質疑をしたんですが、私のほうからも質疑があるんですけど、地域おこし協力隊募集業務ですが、これ募集業務というのは委託業者に委託をして探させるんでしょうか。その辺の答弁を求めます。

○ 東恩納寛政 議長 新城 敦教育長。

○ 新城 敦 教育長 山城議員のご質疑にお答えいたします。

委託業者はこの地域おこし協力隊の教育部門で、現在魅力化事業の企画、それから指導を行っている株式会社 Prima Pinguino という業者に委託をしております。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太 議員 そういった講師を外から呼ぶのも大変結構ですけれども、極力予算をかけないで、村内にも教員OBとか結構いると思うんですけれども、そういったOBをそういった塾講師に充てるとか、そういった協力、地域の協力を得るといった考えはないのか。答弁を求めます。

○ 東恩納寛政 議長 新城 敦教育長。

○ 新城 敦 教育長 ただいまのご質疑にお答えします。

以前の北山塾も地域の方をお願いをしておりましたが、この受講生がどんどん目減りをしてきて、何年か前に議員研修のほうでも、隠岐島前高校に行かれたと思いますが、その隠岐島前高校で行っている離島や中山間地域のこの教育に関する魅力化事業という方法を用いて、そういう方向で特に都心部の有名大学の出身者ということで活用しております。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時27分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時28分)

9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太 議員 先ほども言いましたけど、地域おこし協力隊、県外からの地域を興すために、今帰仁村に協力をしていただいている方々なんですけれども、村内にも探せば絶対に出てくるんです。そういった何といたしましょうか。教員OBしかり、その他にもいろんな協力を惜しまずにやってくれる方、その辺の募集をしてみるのもひとつの地域おこしなんじゃないかと思うんですけど、今後そういったお考えがないのか。答弁を求めます。

○ 東恩納寛政 議長 新城 敦教育長。

○ 新城 敦 教育長 ただいまのご質疑にお答えいたします。

この地方創生の地域おこし協力隊ということで、各地域を活性化するという趣旨が国にはございます。それを活用して、県外から今帰仁村に来ていただいた協力隊につきましても、将来、今帰仁村に定住してくれるということを期待してやっているとございます。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 ただいまの9番山城 太議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太 議員 地域おこし協力隊、北山塾の講師ということなんですが、以前にも北山塾の件で質疑をしたんですけれども、現在北山校生以外の生徒もその塾に通えることになっているのでしょうか。答弁を求めます。

○ 東恩納寛政 議長 新城 敦教育長。

○ 新城 敦 教育長 ただいまのご質疑にお答えいたします。

現在まだ北山高校以外の受講生は、まだ県からの回答が来ませんので、まだ認めていない状況でございます。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「質疑なし」と認めます。これで歳出の質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第1号 平成28年度今帰仁村一般会計第7回補正予算について」を採決いたします。  
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第1号 平成28年度今帰仁村一般会計第7回補正予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第4. 「議案第2号 指定管理者の指定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

○ 大城清紀 副村長

議案第2号

#### 指定管理者の指定について

指定管理者を次のとおり指定したいので、議会の議決を求めます。

#### 記

- |            |  |
|------------|--|
| 1 施設 の 名 称 | 今帰仁村グスク交流センター及びその他施設                           |
| 2 指定する団体   | 株式会社 沖縄ダイケン<br>那覇市おもろまち1丁目1番12号<br>代表取締役 當山 全信 |
| 3 指定の期間    | 平成29年4月1日から平成32年3月31日まで                        |

平成29年1月19日提出

今帰仁村長 喜屋武 治樹

#### 提案理由

今帰仁村公の施設の管理に関する基本条例（平成16年条例第7号）第5条の規定により、本案を提出し

ます。

次ページに管理範囲の図面を添付してございますので、よろしくお願ひします。

○ 東恩納寛政 議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太議員 議案第2号について、質疑いたします。

城跡の指定管理ですが、村外の方に選定されていますが、そこに選定されるまでの経緯ですね。の説明を求めます。

それとこの選定された方々の雇用人数はどれぐらい予定されているのか。そして村内の方が雇用されるのか。その辺わかっていれば、答弁を求めます。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時34分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時36分)

与那 満社会教育課長。

○ 与那 満 社会教育課長 9番山城 太議員の質疑について、説明いたします。

村外からも入っているという経緯でございますけれども、まず指定管理者ですね。村民及びお客さまによりサービスの提供を考えるということで、村外も含める公募を行っております。前回も村内業者を限定しておりません。それにつきましては、条例は要項にも村内を限定するという文言はなく、プール、オープンにしてホームページというふうに募集をかけました。これが9月のほうで、区長会、ホームページ、広報なきじんというふうに募集をかけておりました。

経緯につきましては、そういったもろもろを含めて、課長会に10月24日に、10月に募集要項、仕様書、リスク分担表、基準の協議とか、それを実施しております。10月4日には、現場説明会、業者、内容の説明等が仕様書に基づいて実施しております。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時38分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時39分)

与那 満社会教育課長。

○ 与那 満 社会教育課長 ただいまの質疑について、説明します。

まず初めに、11月4日に仕様書に基づいて現場説明会を開催したときには6社の参加がございました。申し込みですね。それにより、事業計画書を提出させ、11月30日に3社の提出、有限会社グリーンプラン新城、株式会社沖縄ダイケン、上間商店株式会社、3社が提出しております。その後、選定委員による事業計画書を各自、熟読してもらい、12月19日に第1回の選定委員会を開催し、候補者3社にプレゼンテーションを行っております。それにより、採点のいいほうに行ったということでございます。

雇用人数につきましては、最大が6名、村内から確保するというところで、プレゼンテーション及びこの説明会でをもって、各事業所のほうからも説明がございました。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太議員 当初、6社から3社になって、3社のうちに今帰仁村内が2社あって、そし

て選ばれた同社が村外的那覇市ということなんですけれども、できれば村内の方が継続してできればよかったのかなと思うんですけれども、最終的に、3社からその1社になったわけですが、この選定に至った、細かい詳細ですね。再度、答弁を求めます。

それと雇用人数が最大6人ということで、村内から雇用するということなので、雇用は村内の方々が雇用の場が与えられるということは、非常にいいかと思っております。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 与那 満社会教育課長。

○ 与那 満 社会教育課長 ただいまの質疑について、説明します。

選定委員会の中で、この16人の選定委員がございまして、16人の選定委員が、採点点数が高い、最得点団体と、最も1位とする委員が多い、最多得点団体の両条件を満たす団体を選定するとしております。

最高得点団体は、上間商店株式会社、最多得点団体は沖縄ダイケンとなっており、条件不成立の場合は、決戦投票を行なうとしていたんですが、その2社で決戦投票を行うことになりました。

それで平成29年1月5日、第2回の選定委員会を開催し、そこで採点結果を報告し、その後、決戦投票で同数だった。同数だった場合は、委員長が決するところによることを選定委員の皆さんに確認をし、投票を行った結果になります。その結果、8対8と同数になりまして、委員長のほうで沖縄ダイケンを選定するというこの経緯になります。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太 議員 今後もこれは、村内だけではなく、村外を募集するのか。

それと管理期間がこれは3年なんですけれども、ほかの地域、古宇利とかあっちこっちは5年になっているんですが、それを統一する考えはないのか。答弁を求めます。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時44分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時46分)

与那 満社会教育課長。

○ 与那 満 社会教育課長 ただいまの質疑について、説明いたします。

3年から5年間に、期間を延ばす必要がないかということでございましたけれども、こちらの場合は設備投資がないという理由で3年間という今、経緯を確認をとりました。そういうことで、そのまま延ばすことなく、3年間でやっていくという考えであります。

それから村内からも今後含めて、これから募集を行っていくのかということでございましたけれども、それについても、条例にもないんですが、村内、村外という決まりがないので、より良い誘客につながるような、村民サービスにつながるような募集をかけて、目的を達成したいと考えております。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 ほかに質疑はありませんか。5番與那勝治議員。

○ 5番 與那勝治 議員 議案第2号について、質疑いたします。

先ほど説明である程度、理解しましたけれども、選定委員の意思とかを尊重して、平等な採点が行われたと思っておりますけれども、同数の場合に、委員長の決するところによるとありました。村内事業所があって、村外事業所があって、その中で村外の事業所を選んだと。そのやはりそこはどうしても疑問に思うところがあるんですよ。同点、最後の最後まで来て、村外を選んだと。そこはやはりどうしても詳しい、

詳細な説明を求めたいと思っておりますが、説明を求めます。

○ 東恩納寛政 議長 大城清紀副村長。

○ 大城清紀 副村長 ただいまの質疑にお答えしたいと思います。

まず、採点表を皆さんに配られておりますかね。採点表を企画書、提案書とプレゼンをやった中で、各選定委員会の委員が、それぞれ採点をして出しているのが、この集計表でございます。この集計の結果、第1回目の集計の結果が沖縄ダイケンがいいという選定委員は8人、上間商店がいいという選定委員は6人でした。あと2人、同率どっちでもいいと、同点の委員が2人おまして、結果的には8対6で沖縄ダイケンが上位になったということでございます。その中で、合計得点というのがまたもう1点ありまして、合計得点が沖縄ダイケンが1,313点、上間商店が1,330点という1位の多い沖縄ダイケンではなくて、委員の2つも少ない上間商店が1,330点、17点多いわけです。この結果をちょっとこれを分析してみますと、16人の委員の中で、ほとんどあまり差はないんですけど、2人だけすごい差をつけた人がいるものですから、この2人に左右して、この1,330点と大きな差はついておまして、そういうことを勘案をして、2次決戦投票の中では同数になったものですから、同数になったときには委員長が決するというのもありましたので、この分析表も検討をしてきた結果は、これは沖縄ダイケンのほうがそれにふさわしいのではないという思いで、沖縄ダイケンを支持したところでございます。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 5番與那勝治議員。

○ 5番 與那勝治 議員 沖縄ダイケンがふさわしい、結果は別に尊重しますけれども、何と申しますか。差があまりなく、沖縄ダイケンがふさわしいとおっしゃっておりました。これを尊重して、沖縄ダイケンがふさわしいと。ふーん。これはもう選定委員の決めたところでありますので、尊重したいと思います。育成を含めて、沖縄ダイケンがよかったというならば、今回この委員長採決で、もしかしたら村内事業所も選ぶことができたということもあります。足りないところがもしあるとしたら、村内事業所を選んで、これをもう少し改善させて、もっともっといいように成長させる。育成することもできたのではないのかと思っておりますけれども、その辺について、説明を求めます。

○ 東恩納寛政 議長 大城清紀副村長。

○ 大城清紀 副村長 上間商店は、もう11年継続してこの指定管理を受けてやっております。そういうことで、あまり何と申しますか、集客率と申しますか。そういうのが隣の美ら海水族館には400万人から500万人というお客さんが見えているのに、そこの1割にも到底達していない入場者数ということで、あまり進歩していないなど。もう少しこの際、新しい風も入れて、新しい新たな管理者のもとでやってみてはどうかという思いもあまして、沖縄ダイケンを選んだということです。

○ 東恩納寛政 議長 5番與那勝治議員。

○ 5番 與那勝治 議員 今、副村長がおっしゃっているように承知しておりますし、同じところが常にずっとやるというの、やはり新しい風を起こしたいというその気持ちももちろん、わかっているつもりはありますけれども、集客率が悪い、その辺どうにか改善してほしいとか。そういう明確な理由があれば、先ほどもおっしゃいましたけれども、再度村内事業所に指定管理をさせて課題を与えて、結果をまた

次待つ。そういう手もあったのではないかと自分は思っております。それも決定をして、選定委員の皆様が考えた結果といたしますか。そういうことになりましたので、そこは尊重していきたいと思っております。

先ほどからも公募の話もありました。自分としては、やはり村内の施設を見る指定管理者ですので、村内からまず優先的に公募してほしいと思っておりますけれども、県全体を公募する前に、村内事業所だけを対象とした公募の方法をとれないかと思っておりますけれども、説明を求めます。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時55分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時59分)

島袋輝也総務課長。

○ 島袋輝也 総務課長 5番與那勝治議員の質疑について、説明いたします。

公の施設の指定管理につきましては、基本的には公募が原則であります。本村の条例においても、公募ということになっておりまして、施設に応じて、今後指定管理が適当であるという施設については、今度は公募、執行部を含めて、今後は条例改正含めた中で少し、検討をしていきたいと考えております。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 暫時休憩します。 (休憩時刻 午前11時00分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時12分)

ほかに質疑ありませんか。3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透 議員 議案第2号 指定管理者の指定について、質疑いたします。

先ほどからありますが、今回3社の応募で選定委員会が行われて、沖縄ダイケンに決定したということなんですが、もちろんこの企画書とかの内容にもよって、選定はされていると思います。入札の額もそれに基準も入っているかと思うんですけども、この3社の入札額ですね。それぞれお伺いしたいと思います。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前11時14分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時15分)

与那 満社会教育課長。

○ 与那 満 社会教育課長 3番與那嶺 透議員の質疑について、説明いたします。

グリーンプラン新城につきましては、約2,000万円、沖縄ダイケンにつきましては、約1,500万円ほどです。上間商店が1,200万円になります。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透 議員 決選投票になった2社、沖縄ダイケンと上間商店の額を比べますと、300万円上間商店のほうが低いということですが、考え方によっては300万円多く、村外に出てしまうという考え方もあるんですよ。それも勘案をして、沖縄ダイケンのほうがよりよかったというこの企画ですね。この内容が企画書の内容がよかったのか。それで副村長のほうで、最終的に決断されたと思うんですけども、この辺の確固たる確証があって、絶対、沖縄ダイケンのほうがよかったという自信を持って決断をしたと思うんですが、その辺の答弁と。

あと1,500万円の落札率というのがあれば、お伺いしたいと思います。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前11時17分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時19分)

与那 満社会教育課長。

○ 与那 満 社会教育課長 ただいまの質疑について、説明いたします。

率の件につきましては、予定価格が現在ないので言えることではないということになります。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前11時19分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時20分)

大城清紀副村長。

○ 大城清紀 副村長 ただいまの質疑にお答えしたいと思います。

金額の問題ですけれども、この公募の中で、金額の提示はされていないんですよ。上間商店の金額が提示されているのは、今年度1,200万円ですか。それでやっておるものですから、そのまま金額は出されております。けどその施設が第4駐車場、県道の外側の。そこまではまだ入っていない状態の今までの契約でしたので、その分ふえて、面積もふえております。それと面積がふえたのと、トイレ、浄化槽等もふえてはおりますので、その分今、社会教育課のほうでは金額を算定して、今設計を進めている段階です。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前11時22分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時29分)

与那 満社会教育課長。

○ 与那 満 社会教育課長 3番與那嶺 透議員の質疑について、説明いたします。

予算ですけれども、設定は事業計画書の収支計画書にも提出している状況であります。その根拠については、仕様書及びそれで計算を出して、事業計画書に出していただいているんですけれども、今後契約に当たっては、最低賃金とかその範囲とか、そういったものを勘案しながら計画書、委託設計書というのを作りまして、そういったものでこれから諮っていくものであります。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透 議員 今の説明でわかったような、わからなかったようなあれなんですけれども、要は私が言いたいのは、公募された3社あって、2社は村内、もうひとつが村外。この事業計画を見ても、この沖縄ダイケンがよかったという村外の事業所に任せたいというお墨付きみたいな言葉を私は本当は求めているんです。今この場で言うのもあれなんですけれども、そうじゃないとまたほかの村民も何で村内2社やっているのに、「何で村外の業者をやるの」という、やはり質問というか来ると思いますので、それに答えられるような準備はもちろんしていると思いますけれども、この答弁をもう一度お伺いしたいと思います。

○ 東恩納寛政 議長 大城清紀副村長。

○ 大城清紀 副村長 ただいまの質疑にお答えいたします。

この企画提案書等を読んでいますと、やはりこここの会社の組織がすごい組織も、将来的には今、今帰仁村の桜まつりもしているんですけれども、その桜まつりそのものも今役場が主体的に開催しているんで

すが、将来的にはこの指定管理者に任せられるような業者ではないかという観点からも、この沖縄ダイケンを選んだ理由もあります。さらにこの会社は2,000名程度の職員もおりまして、その中には造園の専門家だとか、電気、機械いろいろな、いわゆるビルメンテナンスのそれぞれの専門家を自社で抱えておりまして、いろんな活用の仕方ができるんじゃないかと思っております。

それとこの城跡で今帰仁村の特産品とかの販売等を手掛けていきたいというような提案もしてございますので、この辺も含めて今帰仁村の将来のためには、この城跡を内外に発信するということには、そのほうが今県内、村内の企業である上間商店よりも優れていると感じている次第でございます。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 ほかに質疑ありませんか。10番島袋 誠議員。

○ 10番 島袋 誠 議員 質疑させていただきます。

まず先ほどの金額というのが、私ちょっと頭の回転が足りないかわからないですけど、わからないんですよ。この1,500万円と、1,200万円が出て。1,500万円より下がる可能性があるかと受け止めていいですか。沖縄ダイケンは1,500万円で請け負うということなんですけれども、例えば1,200万円、1,300万円にしたら、できないという答えもなったりする可能性もあるのではないかと感じていますが、また金額ですね。まだちょっと理解していないので、再度質疑いたします。

今、ちょうど販売も手掛けるということで特産品等のあったんですけれども、テナントが6つ入っていると思うんですが、テナント以外にその指定管理者が特産物、例えばマンゴー、スイカ、ゴーヤー等にはなると思うんですけれども、それを販売するということになりますか。

それとあと、先ほど範囲の件で副村長から説明があったんですけれども、これまで第3と第4駐車場がふえているとは思いますが、今まで第3と第4はこの範囲には入っていなかったと思うので、この草刈り全般ということで、認識をしてよろしいでしょうか。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前11時35分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時35分)

与那 満社会教育課長。

○ 与那 満 社会教育課長 10番島袋 誠議員の質疑について、説明します。

先ほどの、委託料の件の話でございましたけれども、委託料につきましては先方の業者、沖縄ダイケンのほうに村内の委託料に調整できるのかということで確認をとっております。

それとテナント業者としてのこの販売の件につきましても、それに事業計画書の中ですべてそういった件につきましては、テナント業者との調整を図りながら売れるものは売っていくというような調整ということで打っております。

もう1点につきましては、第3、第4の駐車場につきましては、少し今回、範囲が広くなりましたけれども、それについては草刈りということになっているかということでしたけれども、これまで同様、清掃範囲、教育委員会で持つ職員がおりますが、草刈り清掃員がおりますけれども、それと同時に一緒にやっていくというような勘案をして、企画書、計画書のほうにも入れていただいている状況であります。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 10番島袋 誠議員。

○ 10番 島袋 誠 議員 では、第3、第4は、基本これまでどおりの文化財の職員も入りながらということで、理解いたしました。では、金額は下がって、それに合わせるということですね。

あと、このいろいろと指定管理、沖縄ダイケンにはほかにも請け負っているということなんですけれども、今帰仁城跡の場合ちょっと、普段のところとちょっと違うところがあると思います。精神的なよりどころとしての、御願どころでもありますし、そういうのをきちんと理解している会社なのかなというのが1点と。

あと、先ほど人数増を目指すということであったんですが、将来的に5年、10年先、何万人を目指して、そこに請け負ってもらうか。あと、教育委員会文化財係的には、そのふえてほしいのか。今ぐらいがいいか。もっと40万人、50万人になっていく考えがあるのかどうか。お伺いいたします。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前11時38分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時39分)

与那 満社会教育課長。

○ 与那 満 社会教育課長 ただいまの質疑について、説明いたします。

沖縄ダイケンは、毎年5%増を目指すということを、プレゼンでも言っておりました。文化財的にはいろいろとありましたけれども、やはり今現在、入場者数を増額を目指しているところでもありますので、もう少しどんどん、入場者をふやしていきたいと考えております。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 10番島袋 誠議員。

○ 10番 島袋 誠 議員 じゃあどんどん増やしていきたいということなんですけれども、今この斎場御嶽など入場制限、男性が入れないようにやっていくという流れがありまして、今あつちは40万人なんですけれども、これ以上増やしたくない。この史跡が壊れるというか、消耗というか、人が入りすぎるとなってしまうということであるんですが、今帰仁城跡は毎年5%ふえる、増やしていく計画というか、予定ということで、1万5,000人ずつふえていくということになるんですけれども、これで将来的に40万人、50万人を目指すということで、よろしいでしょうか、答弁を求めます。

○ 東恩納寛政 議長 与那 満社会教育課長。

○ 与那 満 社会教育課長 島袋 誠議員の質疑について、説明します。

毎年、どんどん増やしていくかということでもありますけれども、契約が今3年と考えておりますので、前も言ったように50万人、100万人というふうには私たちも考えておりません。世界遺産の文化財というものは、保存と活用というのがありまして、そういう形で守るところは守っていくということは考えております。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 ただいまの10番 島袋 誠議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。10番島袋 誠議員。

○ 10番 島袋 誠 議員 では最後の質疑をします。

では現在のところ何万人、将来的に目標かどうか。現在、お考えがあれば答弁を求めます。

○ 東恩納寛政 議長 与那 満社会教育課長。

○ 与那 満 社会教育課長 ただいまの質疑について、説明します。

これは以前からの目標でございますが、現在30万人を目標にしているということで、かねがね文化財、行政のほうもこれを目指してきていると思います。今現在も30万人を目標に頑張っているところであります。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 ほかに質疑ありませんか。1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次 議員 議案第2号 指定管理者の指定について、質疑いたします。

この管理範囲図というのがありまして、これを見ても、主に駐車場の面積が多いという感じがいたします。それと交流センターを中心に管理の範囲だと思っておりますけれども、さっきの答弁では6人の雇用があると。これは毎日なのかなと思っております。交流センターのチケットのところと、主に別は、駐車場が多いんですね。毎日駐車場掃除しているのか、疑問に思っております。よく城跡を民泊で行きますけど、普通だったら毎日、3人分ぐらいの仕事の範囲内ではないかと私は思いますけど、毎日6名が稼働しておるのかどうかですね。

それと先ほど、副村長が桜まつりの云々の話もできましたけど、今後村外のメンバーに管理をさせた場合に、桜まつり等は支障がないのかどうか。お伺いします。

それとイベントは桜まつりと、もう一つは北山高のメンバーを中心にした「北山の風」が向こうでイベントをしていますけれども、あれは別ですよ。主に北山ていーだの会が事業主体として城跡の前で北山の風やっていますけれども、一番大きいのは桜まつりの件ですね、お伺いいたします。

○ 東恩納寛政 議長 与那 満社会教育課長。

○ 与那 満 社会教育課長 1番與儀常次議員の質疑について、説明します。

業務内容につきましては、仕様書に基づきますけれども、今帰仁グスク交流センター、トイレも含めてですけれども、清掃ですね。そしてその他の施設の中に駐車場、今回第4の追加分もありますが、第3、第4につきましては、教育委員会の文化財の草刈り清掃員も含めて清掃すると。あとはこれまでのとおり清掃をしていく業務であります。まず管理者がおりまして、販売チケット業務、そして清掃、管理業務、これは交流センター、そして清掃管理業務の中でもまた施設の管理業務がありますけれども、その中で管理者内容としましては、来訪者の案内とか、チケットの販売、それぞれ行われますけれども、城跡関連情報の各地情報の提供ということで、広告、宣伝も含めて城跡のピーアールも兼ねているということで、管理者は入っていきます。窓口業務におかれましては、毎日1人が入っていきます。先ほどの管理者もそうですけれども、それからあと窓口業務、上半期といいますか、多忙期の時期ですか。には1人が増員されるということです。清掃管理につきましては、毎日これは4時間、グスク交流センター1人、その他の維持管理業務として清掃業務が毎日4時間1人。これは別々で2人体制を持っていくか。それを8時間で1人体制にするかというのは、事業所に任せておりますけれども、そういう形で原則5人、6人までの増員ということの計算になります。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 我那覇隆文経済課長。

○ 我那覇隆文 経済課長 1番與儀常次議員の質疑について、説明いたします。

桜まつりについてですけれども、ちょっと経済課の観点から言わせていただいて、桜まつりについては、

通常、朝から5時半までの間ということは、指定管理者の皆さんがやられることなんですけれども、まつり期間中については、5時30分から9時30分までの4時間については、ライトアップ等ありますので、照明の管理だとか、松明の管理、その観点については、まつりのほうから業務委託という形で指定管理者の皆さんと契約を結びまして、その4時間については管理をしていただいている状況であります。

村外の方が指定管理者となられた場合についても、支障がないかということかと思えますけれども、その辺につきましては、指定管理者との間で、よく調整をさせていただいて、これまつりに支障があっては困りますので、その辺についても密に連携をとりながらということを実施していきたいと思っております。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 1番 與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次 議員 桜まつりについては、別の村外の業者がしても、今までどおり、あまり支障はないということで理解してよろしいですね。はい、わかりました。

○ 東恩納寛政 議長 暫時休憩します。 (休憩時刻 午前11時50分)

午 後

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午後1時30分)

ほかに質疑ありませんか。11番座間味 薫議員。

○ 11番 座間味 薫 議員 指定管理について、質疑いたします。

1点目に、今回のその選定委員16人となっているわけです。そして16人で同数になった場合、「委員長が決定すると」であれば、最初から奇数にすべきではなかったかと私は思っておりますし、実際にこの委員長については、我々議会議員からしますと、同数になった場合は議長、その1回目ものには議長は加わらないわけなんです。ですけどこれは委員長も8対8になったときには入っているわけです。そして最終的に委員長が決定すると。ということは2回投票したことになります。これは条例的にどうなのでしょう。正しいのでしょうか。

もう1点は、沖縄ダイケンに決まった経緯については、副村長から説明がありましたけれども、ビルメンテナンスとか、造園業とか、電気にも詳しいんだということでありますけれども、今回この委託をする中で、城跡で派生する電気でありますとか、造園とか、それも含めてここに委託させるのかですね。

それともう一つが、地元雇用というのがありました6人雇用するんだと。確かに事業計画書の中にはそういうふうにかかれていだろうと推測しますけれども、いざ契約をしたときに、契約書の中にもそれは盛り込まれるのか。例えば3年契約となってますけれども、最初は6人いました村内、気がついたらほかの村外の人が従業員になっていましたということが、あり得るのではないかと思ったりします。その部分、契約書の中に書き入れられるのかですね。答弁を求めます。

○ 東恩納寛政 議長 大城清紀副村長。

○ 大城清紀 副村長 ただいまの質疑にお答えいたします。

なんか選定委員の数を奇数にしたらよかったんじゃないかというような質疑ですけれども、今帰仁村公の施設の指定管理者選定委員会設置要綱において、第3条(組織)、選定委員会は次の者をもって組織するというので、委員会は、副村長、教育長、各課の課長、議会の事務局長、会計管理者、幼保連携推進

室長、村区長会会長、村商工会会長及び村観光協会会長をもって組織するということになっております。以上でございます。

○ 東恩納寛政 議長 与那 満社会教育課長。

○ 与那 満 社会教育課長 11番座間味議員の質疑について、説明します。

メンテナンスについてでございますけれども、特徴あることを先ほど副村長のほうから答弁がありましたけれども、これは仕様書に基づいて、全体的な問題でそういったメンテナンスもできるということの内容でございます。

雇用につきましては、先ほどの質疑にも答弁しましたけれども、プレゼンの中で3社に、「今帰仁村内の雇用ができますか」という質疑に対して、3社とも「今帰仁村のほうから優先にとりたい」と、基準的には5名、増員して6名まではという話も持ってきております。以上でございます。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後1時35分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午後1時35分)

大城清紀副村長。

○ 大城清紀 副村長 失礼いたしました。

同数になった場合どうするかという質疑でございますけれども、選定方法として、決められているものによりますと、決戦投票で同数の場合、委員長が決するところによると。いうように前もって決められておりますので、そのとおり実行したというだけの話でございます。今後については、そういうものにつきましては、同数の場合、偶数にしまうと、どうしても同数になる可能性がございますので、奇数にするとか、いろんな選定委員のメンバーをこれから、今は役場が相当、課長会がみんな入っておりますので、そういうことではなくて、外部の専門委員を委託をしてこれからやるとか、いろんな今後のこの選定委員につきましては、検討する必要があるかなと思います。

○ 東恩納寛政 議長 11番座間味 薫議員。

○ 11番 座間味 薫 議員 選定委員会については、ぜひそういうふうにしてやっていただきたいと思っております。

あとビルメンテナンス、造園、電気というお話がありまして、その城跡の事業で出てくるものも、その中に入ってくるのかということで質疑したわけですがけれども、例えば桜まつり、今までの桜まつりでしたら、ちょうちんを下げたり、電気をつけたりするときに、金良建設とか、上宏工業とかがやっていたと思っておりますけれども、そういうものもその会社がやるようになるんでしょうかね。質疑いたします。

あとこの先ほど課長から説明がありましたけれども、6人の雇用についてなんですけれども、それは契約書の中に入って来るんでしょうか。先ほどははっきり聞こえなかったものですから、もう一度、確認したいと思っております。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後1時38分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午後1時39分)

我那覇隆文経済課長。

○ 我那覇隆文 経済課長 11番座間味 薫議員の質疑につきまして、ご説明申し上げます。

桜まつりの件についてですけれども、指定管理者がちょうちん等設置について、指定管理者のほうでゆくゆくは行うことになるのかということでの質疑だと思いますけれども、これにつきましては、今帰仁村グスク桜まつりについては実行委員会がございまして、実行委員会の中で業者を選定してということでもあります。それで今現在、指定管理者がやっていくのかについては、実行委員会の中で決められることですので、現在もそうですし、指定管理者という形での実行は今は考えておりません。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 与那 満社会教育課長。

○ 与那 満 社会教育課長 11番座間味 薫議員の質疑について、説明します。

先ほどの契約書にうたうのかということでもございましたけれども、仕様書の中に人数を確保ということがございまして、業務を回してもらおうという中で、村としては積算では5人なんですけれども、先方は6人というふうにプレゼンでも、仕様書の中でうたわれています。そういう形で契約等にはうたうことはないです。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 11番座間味 薫議員。

○ 11番 座間味 薫 議員 桜まつり等の電気の配線等については、委託して、指定管理者には予定はされていないということでもありますけれども、今回たくさんの方がこのことに関しては質疑をいたしておりますけれども、前々から8番議員もおっしゃっております。地元業者を優先使用をすべきじゃないかと。という話もある中で、非常に私たち議員は違和感を感じているわけです。ぜひとも、確固たる理由があつて外部の業者に任せるのであれば、納得できるのかもしれませんが。今までやってこられた上間商店からしても、それなりの収益を上げてきているわけですから、そこのところをもうちょっと考えてほしいと思っております。

地元雇用の6人ということですが、本当に雇用を生み出すことが、こっこの今帰仁村に収入が入ってくるのだと思っております。それは村外から連れてこられたら、全部収入は出ていくと私は思っておりますので、そこのところは非常に吟味して今からやっていただきたいと思っております。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 ほかに質疑ありませんか。2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 指定管理者の指定について、質疑させていただきます。

まず今帰仁村の施設の指定管理者選定委員会設置要綱というのがありますけれども、平成28年11月14日に改正されております。この改正されている内容が、第6条、その前の平成28年3月28日現在のこの要綱の内容については、第6条 委員長及び委員は、親族が関係する法人、その他の団体が指定を受けようとする選定委員会には参加することができないという。要項があります。それが11月14日に改正されておまして、第6条のこの「委員長及び委員は」の部分の「委員長及び」という部分が、この「委員長」が消されているんですけれども、その辺の改正した理由ですね。なぜ消したのか。その辺を伺います。

あと同僚議員からも再三、いろいろと質疑が出ているので、大体理解はしているんですけれども、この委託料に関しても、沖縄ダイケンが1,500万円、上間商店が1,200万円の提示があつたという話であります。その中で、1,500万円の沖縄ダイケンが今度勝ち取っているわけですが、この決定に関して、別にどうこういうつもりはありません。ないんですけれども、ただやはり腑に落ちない部分というのは、疑問があるわけです。正直、公共事業って入札ですけれども、1円でも安い事業所が勝ち取っていくというの

が公共事業ですよ。と考えた場合に、「1,500万円」と「1,200万円」の事業所があって、1,500万円の事業所を選定したということは、ただでさえ財源が苦しい、苦しいという村の財政状況において、なぜわざわざこの300万円も多く払って、しかもこれは那覇市の企業なので、そこに行きますけれども、そうすることによって、村に落ちるべき法人税だったり、何だったりというものも目減りしますし、と考えた場合に、何かやはりこの辺、選定した理由というのが、正直答弁いただいておりますけれども、もう一度ちゃんと聞きたいというのが一つあります。

副村長の中で、前回まで上間商店が11年間頑張ってきているので、新しい風を吹かすためにという理由も、もちろん納得しますし、これはいいことだと思うんですけども、ただその中で集客率のアップを目指すと、今までの上間商店では例えば400万人、美ら海に来ているのに、ここにはこれだけ30万人足らずの人がしか来ていないという答弁だったんですけども、村の今目標として30万人という目標を掲げていますよね。平成28年は29万3,000人とほぼ満たしてきているという中で、さらに増やしていくという方向性の話だったので、同僚議員からもあったとおり、どんどん今後増やしていった方がいいのかという疑問、今、村が目標を掲げているものと、それに対して頑張っていないからという評価に自分は聞き取れたんです。というものの整合性はとれていないと自分は思っているんです。実際、実績は29万3,000人以上と、そこそこ達しているのかと。もちろん目標額に対するですよ。30万人に対する、そこは達しているのかというふうに思いますし、事業計画書は自分、確認させていただいたんですけども、正直、選定基準の中で評価項目ですね。効果的と思われる多様な来訪者促進が提案されているかという13番ですね。項目があります。これが集客の項目なのか、提案なのかなというのが理解できるんですけども、それをこの事業所の事業計画書で確認したところ、来訪者が多く訪れるような提案をしているのは、この事業計画書を見た中では、どう考えても私は、別にそこに肩入れするとかではなくて、上間商店のほうで明確に具体的にうたわれていると思うんです。夏場の8月、実は県内観光業が一番多忙な時期に、城跡は逆に閑散期だというのがうたわれております。その中で、閑散期だからこそそこに例えばランタンまつりを開催して、桜まつりとランタンまつりという二大イベントを打つことによって、このランタンまつりで、8月の閑散期に集客を増やしていきたいという提案があります。これってすごい具体的だと思うし、魅力的だと思うんです。集客を本当に目指した上では、すごい具体的だし集客率が悪いとか、集客率アップを図るために沖縄ダイケンを推したという答弁と、この事業計画書を見る限り、いささかやはり自分はずれがあるのかというのが、自分のちょっと思ったところだったんで、その評価、決定した基準というものを副村長が今回、同点決勝ということで、采配で決まっている部分ですので、ぜひ副村長のもう一度、見解を伺いたいと思います。

○ 東恩納寛政 議長 島袋輝也総務課長。

○ 島袋輝也 総務課長 2番上原祐希議員の質疑について、説明いたします。

まず公の施設の選定委員会の要項の改正に関する件でしたので、総務課がその改正等については、担っておりますので、その観点からご説明いたします。

まず今回の選定要綱の改正について、6条の関係ですね。除斥の関係なんですけれども、今回の応募者の中に観光協会も入っていましたと。その前に観光協会のほうも3月の改正案には、公募の中に入ってお

りましたので、その関係で関係者がどうなるかという関係で、観光協会の会長は除斥と。含めると関係者が入っているとまずいので除きますということで、6条の改正をしたところです。

あと1点、委員長につきましては、委員長についても委員でありますので、「委員長及び」というのは、条文上問題、委員としての扱いで問題ないということで、「委員長」は削除したということであり、以上です。

○ 東恩納寛政 議長 大城清紀副村長。

○ 大城清紀 副村長 上原議員の質疑にお答えいたします。

午前中も説明いたしましたけれども、第1次、1回目の集計で先ほど説明しました、今皆さんのところにも表がわたっているかと思えますけれども、その中で沖縄ダイケンがいいという方が8人、上間商店がいいという方が6人です。どっちでもいいと同点でありますので、どっちでもいいという方が2人ということで、最終的には同要綱に基づきまして、決戦投票をしたんですけれども、決戦投票をした結果が同数の場合は委員長の採決に任ずということが書かれている以上、決めないといけないわけです。そういうことで私は沖縄ダイケンのほうが、上間商店よりもすぐれた面が多かったということで、沖縄ダイケンを推選したということでございます。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後1時52分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午後1時53分)

与那 満社会教育課長。

○ 与那 満 社会教育課長 2番上原祐希議員の質疑について、説明します。

先ほど金額の件についてなんですが、あくまでも仕様書の説明のとおり、事業所の積算した金額の案でございまして、契約金額ではございません。契約につきましては、また委託設計書ということで、これから賃金、雇用のための賃金のベースアップ、最低賃金とか、それから増額になった範囲がありますけれども、管理の範囲がありますけれども、そういったものをプラスして行って、これから決定していくということにご理解していただきたいと思っております。あくまでもこれは仕様書に沿っての計画ということになります。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後1時55分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午後1時58分)

田港朝津学校教育課長。

○ 田港朝津 学校教育課長 2番上原議員の質疑について、説明いたします。

ご質疑の中のこの経費の縮減についてでございますが、資料の提供もされているかと思えますけれども、20項目の中の1つの項目として、経費の縮減というのは上がっております。その中で16人の選定委員がそれぞれの項目、ほかの項目も含めて優劣をつけて1位、2位、3位を決めていったという流れの中で、最多得票が沖縄ダイケンであったと、2位が上間商店であったと。ただそれぞれの5点の配分の中で集計をした中では、上間商店の総合点数は上であったということになります。その20項目の中で経費の縮減というのが、一番大きいわけではなくて、それぞれ5点の配分の中で評価されておりますので、経費縮減だけを見ての事業所の選定には至っていないということになります。

○ 東恩納寛政 議長 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 課長の説明で、大体理解できました。

そうするとじゃあ、例えばの話、3,000万円かかりますよという事業所があった場合に、でもほかの点数、総合の点数では、これだけの経費がかかるけど、点数トップ高いから、そこに流すのという話なんですよ。言っている意味わかりますよね。確かにこの採点表に準ずれば、それはわかるんです。だから私はこの採点基準、選定基準のあり方とかも含めて、ちょっと疑問があるんです。同じ20項目、各5点。重要な項目ってあると思うんですよ。当たり前の話、委託料なんて、村にとっては支出なので削りたいわけですよ。それってすごく大きい話だと思うんですよ。

プラス集客を上げて、さらに入場料のアップにつなげたいとかというのを求めているのであれば、例えば13番のこういう項目とかの配分だったり、この辺ってほかの項目、例えば村民の平等の利用の格差がされているのかとか。いろんな項目がありますけれども、これは最低限、当たり前を守らなければいけないものと、この金額の問題が同じ扱いでいいんですか。という話なんです。正直村民に対して、胸張って説明できるのかなというのがすごく疑問なんです。別にこの沖縄ダイケンだから、どうこうというわけではないんですけれども、自分たちはただでさえ今の財政の中でできる限り支出を抑えて、財政基盤をもっともっとよくしていきたいと訴えている中で、こういう形になってしまうというのが、果たして村民に説明できるのかなという疑問がすごくあります。公の場でもよくあるじゃないですか。今帰仁村の財政基盤は。「村も厳しいので…」という言葉をよく聞くんですよ。その中にありながらわざわざこんなやって1,500万円、300万円多い事業所に選定した理由というのが、「この項目で選定基準に照らし合わせてやったから、そうになりました」という説明で、本当に自分はいいのかなというのが、すごく疑問に思っていて、なのでこの選定基準とか、その辺の扱いの検討もする必要があるのかと思っております。ほかの施設も含めてですよ。もうちょっとこの辺見直せる余地はあるのかどうか。というのを伺います。

○ 東恩納寛政議長 田港朝津学校教育課長。

○ 田港朝津 学校教育課長 ただいまの質疑について、説明いたします。

平成17年度からこの指定管理制度を導入して、今帰仁城跡とその周辺施設が管理されております。その当初から、委託管理については、ほとんどが人件費でございます。それを大幅な縮減を図るということは、管理すべき人数を減らすしかないのかという部分もありますので、それは適正な人数を配置した中で、管理すべきものだろうというふうに思われます。

それでこれまで、今回もそうなのですが、この委託管理につきましての、総額の約8割が人件費になっておりますので、ただ安くすればいいということだけでもないだろうというふうに、事務方のほうでは考えております。適材適所に必要な人員を配置するということと、社会教育課長から説明があった中で、県の最低賃金が上昇した分はまた村の必要な人数が同等である場合、当然この委託料も上がって、調整していく形になろうと思います。経費の縮減を図る上では、管理すべきもの、券売のサービスに当たる人員などもすべて勘案しながら、配置を考えないといけないのかなという部分になってくると思いますので、そちらのほうはまた現場のほうで検討すべき課題になってくるかと思われます。

○ 東恩納寛政 議長 新城 敦教育長。

○ **新城 敦 教育長** ただいまの上原議員のご質疑にお答えします。

配点の割合ですとか、配点方法につきましては、項目は20項目で今回は採点をしてもらったんですが、それぞれの選定委員の主観が非常にまちまちでばらばらで、5点満点のところを例えば5点をつける方と、それから同じ3社の同じなんですけれども、同率なんですけれども4点を、全部が4点つける場合もあるし、全部が5点つける場合もあります。その点数の配点の方法については、例えば一番いい業者を例えば5点、次が3点、一番低いのは1点という点数の配分の方法とか。まだまだその配点とか、選定の点数のつけ方等については、議論をして検討する余地はあると思います。以上です。

○ **東恩納寛政 議長** 2番上原祐希議員。

○ **2番 上原祐希 議員** もちろんこの人員の配置とか、そういった部分というのは重要でありますので、そこは重要視すべきだろうと思っております。ただ、じゃあ上間商店、現在まで11年間やってきていますけれども、1,200万円と一番安い中で、その配置とかも含めて、問題があるのかどうか。1,200万円のできるわけないと思っている。その管理できないという話になってくるのかですね。という疑問も出てくるわけですよ。正直自分いろいろとヒアリングもしてきました。それで沖縄ダイケンにはもちろん、自分たち面識がないので話はできていないですけれども、上間商店とかも一応は話はヒアリングしたんですけれども、もちろん決まったことに対して「12年間やってきて、させていただいて、ありがとうございます」という気持ちだと。別に沖縄ダイケンだから、落ちたのは正直、今帰仁村の活性化と城跡の活性化を訴えているので、ショックではあるけれども、これは決まったことだから、別にどうこう言うつもりもないですし、逆にみんなでこの議案に対して全員一致で気持ちよくやったらいいんじゃないのという、今後村のためになるように頑張ったらいいさという形で、話もあったので、別にそういう肩入れとかをしているのではなくて、じゃあさっきから村内の事業所を基本的に優先的にできないかという話の中で、どんどん今みたいな沖縄ダイケンとか2,000名でしたか。1,000名でしたか。従業員がいるんですよ。そういう方がばんばん来たら、全部外に流れてしまうという話になってくるんじゃないですか。また村内事業所を育てながら、村内事業所をどんどん活性化しましょうというのを、私達も訴えている中で、そうしてくれると大変、村内経済にとってもどうなのかという疑問も残りますし、出来る限りやはり村内事業所でどうか、今までできていたことなので。新しい風を吹かすと、全然理解できるんですけれども、もうちょっと村内事業所がもうちょっとしっかり、村内事業は村内事業所でできるような形というのを、総務課長の答弁でも前向きな答弁があったので、ぜひしっかりと指定管理のあり方とかも整備をしていただきたいとは思っております。

その辺を今後の指定管理の選定とかを含めて、まだまだやはり見直す部分はあるとかという話も聞こえているので、その辺ぜひやはり指定管理委託料というのは、できるだけ少ないほうが私はいいいと思っているので、その辺何とか、もうちょっと考える余地はあるのかどうか。伺います。

○ **東恩納寛政 議長** 新城 敦教育長。

○ **新城 敦 教育長** ただいまの上原議員のご質疑にお答えします。

今回、委託料をいくらで委託するという提示はしてございません。それをこの計画書によって、より活性化できる方向での、業者を選ぼうということで、それぞれ3社で2,000万円とか、1,500万円とか、

1,200万円とかという収支決算予想が出ておりますが、これをそのまま使って委託料にするわけではなくて、適正な賃金ですとか、いろいろと積算をして、委託料の委託設計をはじめ、その金額で委託料を決定していくと。そのまま例えば1,200万円という安い金額でしたから、その金額で委託をしようということではございませんので、この安い、高いという部分は、この計画書の中での1項目として、20項目の1項目としてでありますので、競争入札という概念ではございませんので、その辺はご理解いただきたいと思ひます。

○ **東恩納寛政 議長** ただいまの2番 上原祐希議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。2番上原祐希議員。

○ **2番 上原祐希 議員** ではありませんね。沖縄ダイケンの事業計画書も確認させていただきました。本当にビルメンテナンス事業、大きい会社ですね。いろんな事業を多岐にわたってやっていますし、専門員もいっぱいいますし、すばらしいと思っております。その中で企画書の中にもうたわれていたんですけども、施設管理だったり、木の伐採だったり、何だったり、自分たちの会社できますよというのを強みとしてうたっていますけれども、それをじゃあ実際、施設整備をしたらその分、別でさらに請求される可能性があるのか。この1,500万円の中にその施設管理の整備費とか、全て込み込みなのかですね。伺いたいのと。

プラス、木の剪定だったり、何だったりというのは、実は村内事業所でできる事業でもありますので、村内事業所の仕事はその分、外に流れてしまうということも懸念されるんですよ。その辺の配慮もしっかりと行政として、訴えていって、村内の事業の仕事の確保というのを、責任もって村が今後もやっていくお考えがあるのか。

そういったもろもろの決定した副村長に、その辺の思いというか、伺いたいと思ひます。最後に決定した委員長なので…。もうこの辺はまた最後に、答弁求めて終わりたいと思ひます。

○ **東恩納寛政 議長** 大城清紀副村長。

○ **大城清紀 副村長** ただいまの上原祐希議員の質疑に、お答えします。

いろんな問題を提起されましたけれども、村内企業優先とか、この算定基準の問題、評価項目の問題とか、いろいろと要項とか、ちょっともう少し検討する必要があるかと思ひますので、それにつきましては、鋭意検討させていただきたいと思ひます。

○ **東恩納寛政 議長** 新城 敦教育長。

○ **新城 敦 教育長** ただいまの上原議員のご質疑にお答えします。

今、副村長のほうで答えているんですが、少し付け加えますと、この沖縄ダイケンがいろいろ持っているノウハウがありますよね。いろいろな施設管理のノウハウがありますので、そのことが、また新たな予算がかかるのではないかというご質疑でありました。それに関しては、その委託料の中に入っていて、その委託業者のメリットであるというふうに捉えて考えています。

それからほかの村内の業者の仕事を奪うのではないかというご心配もあろうと思ひますが、その辺をひとつの業者沖縄ダイケンに偏るのではなくて、村内業者をできるだけ優先するような形で、バランスをとりながらいろいろと相談をしていきたいと思ひます。

- 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後2時16分)
- 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午後2時17分)
- 新城 敦教育長。
- 新城 敦 教育長 先ほどの答弁の中に「曖昧」という発言がございましたので、「まちまち」ということに訂正をしたいと思います。
- 東恩納寛政 議長 ほかに質疑ありませんか。  
(「質疑なし」の声あり)
- 東恩納寛政 議長 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
(「討論なし」の声あり)
- 東恩納寛政 議長 「討論なし」と認めます。  
これから「議案第2号 指定管理者の指定について」を採決いたします。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)
- 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。  
したがって「議案第2号 指定管理者の指定について」は、原案のとおり可決されました。  
次に、議決事件の条項、字句及び数字等の整理についてお諮りします。  
本臨時会において議案等が議決されましたが、その条項、字句、数字その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第45条の規定に基づき、その整理を議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)
- 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。  
したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。  
これで本日の日程は、全部終了しました。  
会議を閉じます。  
平成29年第1回今帰仁村議会臨時会を閉会します。  
(閉会時刻 午後2時19分)

上記、地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

今 帰 仁 村 議 会

議 長 東恩納 寛 政

署名議員 與那嶺 透

署名議員 與 那 勝 治